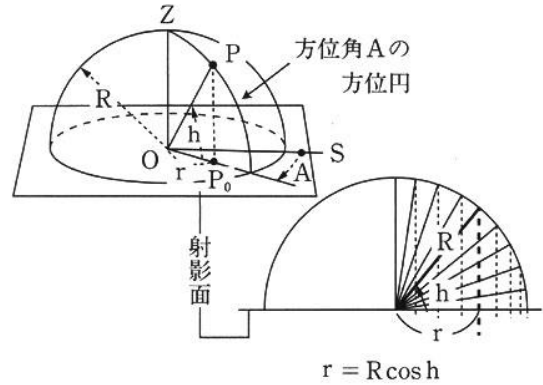
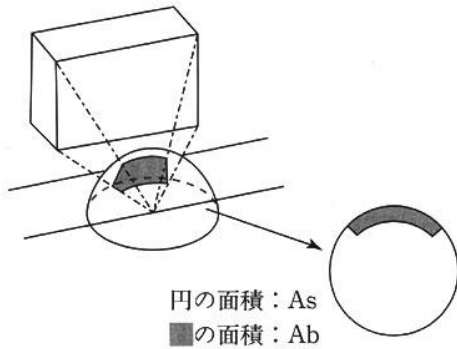


$$R_s = \frac{A_s - A_b}{A_s}$$

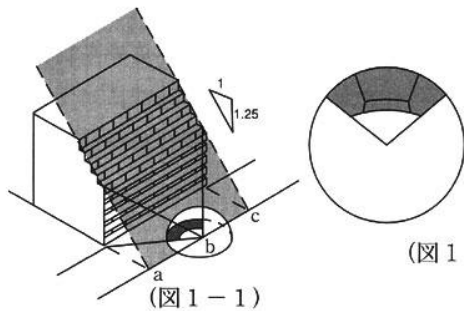
R_s : 天空率

A_s : 地上のある位置を中心として、その水平面上に想定する半球(これを「想定半球」という)の水平投影面積

A_b : 建築物およびその敷地の地盤を A_s の想定半球と同一の想定半球に投影した投影面の水平投影面積



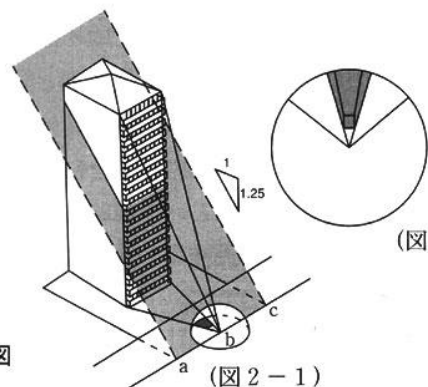
**通常の道路斜線制限の適用例
(住居系用途地域の場合)**



(図 1 - 2)

b 点における天空図

本制度により建築が可能となる建築物の例



(図 2 - 2)

○確保される採光、通風等の程度の指標として天空率を採用します。(建築基準法施行令第135条の5)
 -上の図における天空率は、天空図中の全面積に占める空の割合で表示されます。

○各種斜線制限を適用しない建築物の基準は、建築しようとする建築物の天空率が各種斜線制限に適合するものとして想定する建築物の天空率以上であることです。
 (建築基準法施行令第135条の6、第135条の7及び第135条の8)
 -上の図においては(図2-1)の建築物の天空率が(図1-1)の建築物の天空率以上であるため、(図2-1)の建築物には道路斜線制限が適用されず、建築が可能となります。

○天空率の算定位置は、例えば道路斜線制限を適用しない建築物の場合、敷地の両端の道路を挟んで向かい側の位置及び当該位置間の距離に応じて設定する点とします。
 (建築基準法施行令第135条の9、第135条の10及び第135条の11)
 -上の図における天空率の算定位置は、a、b及びcの3点となります。